

第3回 農林業センサス等研究会

平成20年3月4日（火）

○秋山センサス統計調整官 それでは、石井委員、まだお見えになっておりませんようですけれども、定刻になりましたので、第3回農林業センサス等研究会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

座って進行させていただきます。

議事に入ります前に、お手元の資料確認をさせていただきたいと思います。議事次第に添付してございます資料一覧をごらんいただきながらご確認をお願いします。

資料といたしましては、資料No.1から6、No.7－1、No.7－2、No.8、No.9。参考資料といたしまして、参考資料No.1から4、参考資料No.5－1、5－2、参考資料No.6ということでございますが、ございますでしょうか。なければ、言っていただければご用意させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。座長、よろしくをお願いします。

○小田切座長 農林業センサス等研究会も第3回目ということになりました。既にお知らせしておりますように、この研究会自体はまだ続きますが、一つの節目の研究会となります。そういうことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして、早速議事に入りたいと思います。

まず第1の議題であります、農林水産統計の見直しの検討結果について、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○磯部統計企画課長 統計企画課長の磯部でございます。

農林水産統計の再構築につきまして、資料No.1でございますが、ポイントについてご説明いたします。座って説明いたします。

農林水産統計の再構築につきましては、1回目の研究会におきまして、農林水産統計をめぐる背景、再構築を行います背景についてご説明をし、2回目のセンサス等研究会におきましては見直しの状況についてご説明をしたところでございます。庁内の各部局と調整ができました結果につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

1 回目の研究会におきまして、農林水産統計の再構築の背景といたしまして、総人件費改革に基づきます職員の大幅な削減へ対処するため、調査手法を従来の職員調査から調査員等のアウトソーシングをすることにつきましてはご説明したとおりでございます。

職員の削減の手法といたしまして、これは先週ですか、新聞記事等で出たかと思いますが、他府省への配置転換ということで対応をしてございます。19年度より配置転換を行っておりまして、19年、20年度で約900人の職員を他府省に配置転換をしております。配置転換先につきましては、統計に携わる業務というよりも、刑務所でありますとか、税務署といった統計部門とは全く違った職種での従事でございます。残ります2年間、21年度、22年度で同じく900人を配置転換することにしておるわけでございます。このように大幅に職員が減少する中で、従来の調査手法では対応はできないということから、徹底したアウトソーシングに取り組んでいるところであります。

農林水産統計の特徴といたしまして、これも以前申し上げたとおりでございますけれども、交付金でありますとか補助金といった国の財政支出に伴います施策に直接的に使われているものが多く、高い正確性が求められているわけでございます。その反面、調査対象がどうしても農家なり、生産者ということもございまして、農山漁村に多く存在しているということもございます。調査員調査ですと、どうしても都市部の方々が携わることが多いわけでありまして、調査員の調査が難しい、また農林水産業になじみのない調査員が多く従事しているのが現実でございます。その結果、調査誤差の拡大ということがありまして、統計の正確性を維持していかなければならないものにつきましては、職員の補正でありますとか、補完を行うことで対応しておるところでございます。そのことがアウトソーシングを実施したことに伴いますさまざまな支障ということで、以前申し上げたところでございます。

一方で、米の生産調整でありますとか、水田・畑作経営安定対策でありますとか、農山漁村の活性化なり、耕作放棄地の解消といった農政の重要課題に際しまして、統計ニーズでありますとか、地域に存在している利点を生かしました業務が生じております。限られたマンパワーを集中化させていくことで今回の再構築を実施してきたわけでありまして、

見直しの結果につきましては2のところでございます。今回の再構築におきましては、まず農林水産施策に直接的に活用されているという基準を設けまして、また統計は一面で公共財としての役割もありますので、直接的に利活用される基準のほかに、公共財の役割も考慮しながら見直しを実施してきたわけでございます。

加えまして、アウトソーシングを推進していく中で、調査員が調査しやすいように、また予想調査も多く取り入れていることもありますので、調査項目は必要最小限度にとどめるということも考慮しております。

見直しの結果が（１）のところに書いてございますが、統計調査の廃止といたしまして、現在、統計部におきましては33本の統計調査を実施してございます。年によりまして新規でありますとか、見直しをした結果、廃止したものでございますので、毎年数は変わりますけれども、現在では33の統計調査を実施しております。そのうち、５つの調査について廃止するというところでございます。

また、33の調査の中には、調査票レベルで申し上げますと複数の調査票、今回、農林業センサス等研究会の中で調査票を提示しておりますけれども、センサスにいきますと３つの調査票がございます。こういった調査ごとの調査票の枚数を数えますと、200種類の調査票がございます。②調査票の削減では、調査票レベルで数えますと①のほかに30調査票を削減しております。③でいきますと、調査項目を削減する調査票が29ございます。それと、毎年実施をしなくてもよいもの、いわゆる周期年化でありますとか、調査の性質によりまして地域の重点化でありますとか、対象の重点化をしたものが12調査票でございます。

詳細につきましては、次のページを開いていただきたいんですが、別紙がございます。ごらんになっていただきますと、調査名と経営、構造、生産、流通という各分野に分けてございます。調査名と書いてあるものを数えますと33の数が数えられます。また、調査票等名というところが調査票の種類ということで書いてございます。このうち、赤字のものにつきましては、下の注に書いてございますように廃止をするものであります。また、（２）の林業経営統計調査のように、波線を引いたものにつきましては周期年化する、もしくは調査対象を重点化するといったものです。構造統計分野の（７）農業構造動態調査のようにアンダーラインを引いたものにつきましては、調査項目を廃止するというものでございます。

このように一つ一つの調査票に基づきまして、施策に直接的に使われているかどうかといった観点、また先ほど申し上げました公共財として、例えば国民経済計算に活用されているものであるかどうかといった事柄を考慮いたしまして、調査の廃止なり、調査票の廃止を決めてきたわけでございます。なお、施策に直接的に使われるものであったとしても、代替ができるものにつきましては調査票なり調査項目を廃止するものもでございます。

これが現在行っている既存統計調査の見直し、スクラップの部分でございます。

続きまして、本文をまたごらんになっていただきたいと思います。3といたしまして農林水産施策の重要課題への対応ということで、20年度に実施するものに限りておりますけれども、記述をしてございます。

まず、米の政策改革でございます。米の生産調整につきましては着実に実施をすることが必要になってまいりますので、作付面積なり収穫量のデータについての関係者との共通認識を醸成すること。(2)でございますけれども、政策部局から求められる統計の作成なり、現場の動きの的確な把握によりまして、米政策なり経営政策等の重要政策に的確に対応していくという事柄であります。

これを具体化したものが最終ページでございます。参考とつけてございますが、米の生産調整対策への対応、水田・畑作経営所得安定対策への対応、農山漁村地域活性化への対応、耕作放棄地対策への対応を20年度に実施をすることにしております。これは新たに実施をする部分であります。

若干ご紹介申し上げますと、米の生産調整対策では、最初の○に書いてありますように、生産調整を確実に実施するために、作付面積のデータにつきまして関係機関との共通認識を醸成する。○の2つ目にありますように、国の統計値と地元の把握をしております面積の乖離が大きいとされる市町村につきましては、乖離の要因の検証、分析の徹底と継続的な実施でございます。それと、3つ目の○にありますように、特に乖離が見られる市町村につきましては関係者と現地確認を行う。さらに、科学的な検証手法として衛星画像を用いていく。これらをやりながら、米の生産調整を着実に実施していくということでありま

す。

水田・畑作経営所得安定対策への対応でございますけれども、1つ目にありますように、3つの統計調査につきまして公表を早期化するとともに、一体的に公表いたしまして、担い手等の経営構造の現状を総合的に提供していく。また、3つ目の○に書いてありますように、米、麦、大豆といった市町村別のデータの精度を維持していくという事柄であります。

農山漁村の地域活性化につきましては、農業集落を対象といたしまして活性化度を把握することにしております。また、農業集落の現状が容易に検索できますシステムを構築して、地域の活性化に役立てるようなデータの提供をしていこうという取り組みをしております。

最後でありますけれども、耕作放棄地対策への対応といたしまして、市町村単位に設置

をされます、仮称・調査チームと称しておりますけれども、そこに参画しながら、現地調査におきまして確認作業を実施し、こういった農林水産施策の重要課題に対応していこうと考えておるわけでございます。

以上が、農林水産統計の再構築のポイントの分類でございます。

統計調査といたしましては、このような見直しを行うわけでありまして、先ほど申し上げましたように統計は公共財としての利用がでございます。広く国民に対しましてわかりやすく、また研究者等の専門家に対しましては専門性を発揮した統計結果を提供することによりまして、利用価値をさらに高めていくことに今後とも努めてまいりたいと考えております。

施策がどんどん動いているということもございまして、統計調査そのものにつきましても、国民の意思に即した農政改革を進めていく中で、必要とされます統計調査、統計を提供するために、今後ともふだんの見直しなり検討を行いまして、常に国民を意識した統計調査の実施に努めていきたいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございます。

この議題はセンサス等研究会の等の部分でございまして、当初、1回目にご説明をいただいて、3回目に最終的な報告ということだったんですが、皆様方の関心も大変高いということもありまして、部長からのご指示もありまして、若干踏み込んだ議論を第2回目にさせていただいて、今に至っております。そういうことですので、ぜひ皆様方からの意見なども伺いしたいと思っております。

ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 前の会、その前の会の議論のときに、統計部としてやる部分は減るわけですね。そうすると、実際は部局のほうでやっているものが、それも承認統計ではない、もっと業務資料的にやっている部分とかいろいろあるわけですが、そういうものを一体的に考えて、総合的に考えてというんですか、全体として統計的な効用が発揮できるような形をつくったほうがいいのではないかという議論がたしかあったと思うんですが、今回のまとめではその辺のところには触れられていないようなんですが、それについてのお考え、もしくは方向性みたいなものはいかがでしょうか。つまり、別の言い方をすると、ほかの現局、部局のほうと前よりもとっていかれるのか、より全体的な感じでとっていかれるのか

どうかということなんです。

○磯部統計企画課長 農林水産統計の今回の見直しにおいても、当然、関係部局とはかなり突っ込んだ議論をしながら、1回目のときにもご説明申し上げましたように、例えば統計部で実施をしないものであったとしても、必要であれば、権限を移譲しながらどこかの局でやるものの中にはございます。過去にもそういうものがありますので、必要性、必要のあるものについては継続して実施をしていこうと考えております。また、統計調査の結果については、今後とも必要なデータについては国民のほうに提供していくことがありますので、統計部で実施するもの以外の部局の統計データについてもホームページを通じて提供しておりますので、施策の利用上でも支障にはならない形で考えております。

○土屋委員 どんどん切っていくって、アウトソーシングしていくのはいいんですけども、全体として統計的なことが我々国民がわからなくなるというのは不幸なことなわけで、いろいろな意味で確認しなくてはいけないということは大前提だから、それについて今、議論することはできないわけですが、何とかその辺の工夫をされていってほしいと思います。これは意見です。

○磯部統計企画課長 はい。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。

設楽委員、お願いします。

○設楽委員 今、ご説明いただいて、5ページを見ると、前に申し上げた生産調整絡みの国の数値と、私どもの現場の数値の違いに対してアプローチしていただいているということでは、非常に感謝申し上げたいと思います。

もう一つ、前から何回も申し上げて大変申しわけないような気もするんですけども、市町村別統計調査、産出額の調査についてこの先どういうふうに進んでいくのかというあたりについての記述がないのはちょっと残念な気がするんですが、そのあたりはどんなものなのでしょうか。

○磯部統計企画課長 市町村別のデータにつきましては、耕地でありますとか、作物統計調査でありますとか、生産量を中心としたデータを提供してきたわけですけども、調査手法が職員から調査員になり、郵送に変わったということもありまして、データとしてなかなかとれないということもありまして、施策的に直接的に使う品目に限定をして提供しておるわけであります。生産量統計以外のデータにつきましては、これから議論いただきます農林業センサスといったセンサスのデータとしては、市町村別まで、さらにもっと細

かな集落ベースまで集計をして提供することにしておりますので、その点をご活用いただければと考えております。

○設楽委員 国が持っているノウハウを県を通して各県ができるようにしていくとか、そういうあたりのお話はどんなものなののでしょうか。

○機部統計企画課長 そのこのところは1回目もお話を申し上げたんですけれども、ノウハウは私どもっておりますので、必要であれば県なり市町村のほうにご説明をしております。現に、幾つかの県におきましては、そういったノウハウの説明会なり、実、際会合を持ちまして実質的にやりとりをやっているところもあります。また、あるところでは、これは外部の団体を通じて市町村別のデータを、このノウハウをもとにしながらつくっていくというところも出てきております。

○設楽委員 それは地域的にいろいろ温度差がある、差が出てきているということですか。

○機部統計企画課長 はい。私どもとしては、市町村別統計を縮減せざるを得ないような状況の際にノウハウを提供いたしますということは各県には申し上げます。

○小田切座長 よろしいでしょうか。第1回目のときから議論になっているところですが、ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 よろしいでしょうか。

○小田切座長 石井委員、お願いします。

○石井委員 説明の中で公共財としての利用、それから広く国民に対してわかりやすくしていくんだという説明があって、全くそのとおりだという問題意識を持って、今までこの会に参加してきましたけれども、そこをもう少し具体的に深掘りしていただきたいという希望がありまして、この統計を見ても、専門家はともかくとして、普通の人はどこがどうおもしろいのかとか、それが自分の生活とどう関係しているのかということは、少なくとも今までのセンサスではわからないわけです。多分、そういうことがあって、新聞記事なんかにもあまり取り上げられてこなかったという経緯があると思うんです。

だから、先ほどの委員のご指摘にあったみたいに、削っていくのはいいんですけれども、やはりポイント、ポイントはしっかり押さえていただいて、具体的に言うと統計解説という分野をもう少し強化していただきたい。統計解説の先には、おそらく統計広報という概念があると思うんですけれども、これがどう国民の生活に関係しているのか、税金を使ってつくったこの統計があなたにどういう意味があるのか、というところを今までほとんど説明してきていないので、そういう視点で見られると、すべてのものを削れるではないか

みたいな形になって削られていくと思うんです。だから、統計解説をぜひ強化していただきたい。

具体的には、まとめたセンサスのほうで、消費者にとってこういう意義があるんだということをトピックスとしてまとめられるようなノウハウも必要になると思うんです。多分、今までそういうことをほとんどしてきていないと思うので、その充実を、急にはできないと思うので、ある程度計画みたいなものをつくっていただけたらと思います。

それと、その話とはまたちょっと違うんですけれども、資料No.1の1のところ、農林水産統計の再構築の趣旨としてマンパワー集中化とあります。アウトソーシングというところもあって、考え方自体は問題ないと思うんですが、やはり統計をつくっていく業務の中にコア業務と周辺業務というものがあって、ちょっと失礼な言い方になるかもしれないけれども、あまり訓練を受けてない人でも短期間の説明でできるような周辺業務というところからアウトソーシングしていく、こういう考え方だと思うんです。その切り分け、どういうことで切り分けていくかというところがちょっと見えてこないんです。逆に言うと、コア業務というところはもっと充実する必要があるとあって、統計全体をどういう構造にしていくかとか、どういうところを見直していくかということを、高度な専門性を持った人たちをたくさん養成していかないといけないと思うので、数だけ減らせればいいという話ではなくて、コア業務と周辺義務をどう切り分けたのかということを、もう少し補足で説明していただけるのだったらしていただきたい。

それから、趣旨のところはマンパワーの話とスクラップ・アンド・ビルドのことしか書いていないんですけれども、非常に大きな流れで言うと、いわゆる計画経済から市場経済みたいな流れの中で統計の性格が変わってきているというのが20年、30年単位で見るとあると思うんですけれども、そういった統計の機能に関する思想みたいなものを、もう少しはっきり示したほうがいいのではないかなと思うんです。資料No.1の参考のところにある米の生産調整対策というところを見ると、計画経済へ戻るような印象を受けるわけです。そうではなくて、何かちょっと思想的にねじれているところがあるので、そこをもうちょっとはっきりしないと透明性が損なわれるという印象を持ちます。もし、補足いただけるのだったら説明していただきたいです。

○小田切座長 今、3つのご意見をいただきましたが、特にこの場で短期的な課題としてお答えいただくべきものは、2番目のコア業務と周辺業務、少し前の言葉だと選択と集中の、特に集中の部分をもう少しご説明いただきたいということだと思いますが、磯部課長、

いかがでしょうか。

○磯部統計企画課長 現在、職員で実施しているものは、農業経営統計調査と作物統計調査のうちの米の作況部分でございます。ご承知のとおり、農業経営統計調査であります、品目オーダーであります、基本計画に基づきます目標値の設定でありますとか、将来の担い手のあり方でありますとか、これから農政を進めていく上での基本的な構造を把握するものとして調査を実施しておりますので、そのところはきちんと押さえなければならないだろう。また、交付金なり補助金の算定基礎にもなっておりますので、そのところはきちんと押さえようと考えておるわけです。

もう一つには、米の作況調査の部分でございます。これは技術的にも非常に高度な技術が必要でございまして、米の作況といっても、単純な刈り取りをするといった単純の作業につきましても、既に補助者でありますとか調査員を使っておるわけでありまして、例えば標本を設計する際の標本の選定の部分でありますとか、標本を選定する際に階層分けをして分散値が大きくなるようなやり方でありまして、そういったものにつきましても職員が実際に設計をいたしまして、補助者なり調査員が刈り取った米の模擬数なりがありますので、それに基づいた生産量を判定するのが職員である。職員が高度な技術なり、調査技術を駆使してやらなければならないものにつきましても、統計部の一つのコア業務として位置づけておるわけでありまして。

それ以外の生産量調査の部分につきましても、団体がしっかりしているということもありますので、そのところは団体を対象とした郵送調査なり、調査員調査に、簡易な調査としてアウトソーシングをどんどん進めてきているわけでありまして。

そういう面では、再構築の中でも補強するものと、さらにアウトソーシングなり、やめていくものをきちんと分けているのは、施策に直接的に使われているか否かというメルクマールで、今回の再構築の分については判断材料としておるわけでありまして。施策そのものはどんどん変わってきていることもありまして、石井委員ご指摘の、例えば20年度に取り組む米の生産調整対策の部分につきましても、20年度はこういうような施策の方向がありますので、そこは統計としてきちんとやっていこうと考えておるわけでありまして。当然、施策が変われば調査の内容なり手法も変わっていくことがありますので、最後に申し上げましたように、ふだんの見直しをしながら統計調査をどんどん見直していくという考え方を持っております。

あと、1番目の部分は、私どもとしても国民によりわかりやすく提供すべきだと。そこ

の部分についてはまだまだ足りないところがありますので、またいろいろとご指摘をいただければと思います。

○小田切座長 よろしいでしょうか。大変重要な議題でございますが、時間の関係もあってそろそろ閉じたいと思いますが、どうしてもという方がいらっしゃいましたら。よろしいでしょうか。

今の石井委員のご質問の中のご意見も、あるいは先ほどの土屋委員のご意見も、統計業務の再構築といいましょうか、あるいは統計の見せ方の再構築、それもおそらく同時並行して進んでいるんだろうと思います。その辺の説明が十分でないというご指摘だと思いますので、今後ともその辺を充実していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、2番目の議題に入っていきたいと思います。2010年農林業センサスの実施についてということですが、事務局からご説明をお願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 まず、資料No.2といたしまして、2回目の研究会におきまして皆様方からいただいた意見について、考え方を整理させていただきました。項目ごとに整理して、どういう意見があったかということと考え方を整理しております。

まず、基本的事項といたしまして、農作業の受託についてご意見ございました。作業別の受託の有無のみの把握となっているが、面積も経営耕地面積と合わせた経営規模として重要なので把握したほうがよいのではないかとということでした。これにつきましては、農業経営基盤の強化の推進ということで、行政部局のほうともお話しさせていただきまして、原案を見直して、面積につきましては水稻、さとうきびは継続して把握するという事で考えております。その他の作物の農作業受託面積につきましては、水稻が全体の90%を占めており、相対的に少ないということがございますので、記入者の負担軽減を重視いたしまして、原案どおりに削除させていただきたい。丸つけ方式のままで考えております。

農作業、林業作業の委託の部分についてですが、これにつきましてもそれぞれ参考情報としての利用でございまして、作業の受委託は受託側で把握するという観点から、原案どおりとさせていただきたいと思います。

農業用機械につきましては、当初、削除する、所有台数も利用台数も把握しませんということでお示したところ、把握したほうがいいのではないかと意見がございました。これにつきましてはどういったものに使われているかということで、農業機械化推進法に基づく基本方針の策定であるとか、農作業事故割合の算定等に全国とか都道府県単位の結果を利用しているということでした。生産出荷台数につきましては、経済産業省が行って

います生産動向統計調査や、業界が把握しているもの等がございますが、それは生産出荷台数ですので、センサスといたしましては原案を見直しまして、母集団情報として、主要機械であります田植え機、トラクター、コンバインに限定して、所有台数のみの把握を行う。別途、農業構造動態調査、標本調査ですが、馬力別の所有台数であるとか、利用状況等の詳細については、そういった中で新たに把握していきたいと考えております。

次にまいりまして、保有山林の所在地別面積割合についてです。これにつきましては、山林の所在地と所有者の居住地が一致しない経営体が多い。いわゆる不在村の方が多いので、把握したほうがよいのではないかとということでございました。これにつきましては、林野庁のほうで森林組合一斉調査を実施しており、この中で不在村私有林所有者というのが把握されております。そのデータによりますと、全体の86%が地区内の居住者の森林であることがわかっております。また、センサスの調査対象が、林業については林業経営を行っている方を対象としておりますので、会社員等が山林を所有しているだけで施業を行っていない場合は調査の対象となっていないということもありまして、現在の状況ではなかなかすべての山林について把握することは難しいという状況でございます。これにつきましては、参考情報としての利用でもありますし、代替のデータがございますので、原案どおり削除させていただきたいと思っております。

人工林の面積ですが、人工林が実質的な経営規模となるので把握してはどうかということでございました。これも林野庁のほうで森林資源現況調査というものを行っておられまして、人工林面積をその中で把握して、全体の41%が人工林ということがわかっております。これにつきましても代替のデータがございますので、原案どおり削除とさせていただきたいと思います。

調査の内容に相当する部分ですが、まず世帯の項目の下のところで農業生産組織に構成員として参加という項目がございました。それについては、担い手の多様な実態を明らかにするため把握したほうがよいのではないかと。昨今、集落営農等が多くなっているので、そういうことかと思えます。これにつきましては、平成17年度から新たに集落営農実態調査というものを行っておりまして、その中でより充実して把握しているということであります。センサスは、5年に1回しかとりません。集落営農実態調査は毎年把握するというので、充実と考えております。ですので、センサスの項目からはこの部分は削除したいと考えております。

農産物の生産というところで、工芸作物の部分です。工芸作物の面積だけ全体を把握し

ているんですが、担い手の育成とか推進に影響するので把握したほうがいいのではないかと
いうことでした。工芸作物については、面積一本で聞いて、つくったものに丸をつけて
いただくというものに変えるという案ですが、前回センサス結果で調べましたところ、98
%が工芸作物については単一であるという状況がございますので、これにつきましては記
入者の負担軽減を重視いたしまして、原案どおりとさせていただきたいと思います。

同様に、野菜の部分です。市町村別統計の廃止に伴いまして、農林業センサスで野菜に
ついては5年ごとに把握してはどうかということであったと思います。これにつきましては
は、作物統計調査を実施するための母集団を把握するということに特化させまして、記入
者の負担を重視いたしまして、原案どおり野菜一本で面積を聞きまして、何をつけたかは
丸をつけるという方式で生かさせていただきたいと思います。都道府県において市町村別に
必要な品目というのは、調査票の都道府県設定品目という部分を5項目設けておりますの
で、そちらに設定していただいて把握することが可能と考えております。なお、品目別の
市町村別統計は、対象とする作物によっては利用のニーズも低いということもございまし
て、市町村単位のデータの整備が不可欠なものに限定することになっております。その中
には指定野菜等も含まれておりますので、まして産地の部分については市町村別がわかる
と考えております。

次に、農産物の販売につきまして、農産物の出荷先の部分でございます。これについて
は、販売形態の多様化の実態について農業経営体の成長度合いを図る項目であり、把握し
たほうがいいのではないかと意見でございました。これも、食料・農業・農村基本計
画に係る施策等の検討の資料として利用はされているものの参考程度であるということ
と、農産物の出荷先も含めた販売形態の多様化の実態につきましては、先ほどの見直しの
ところでは上がってきておりましたが、現在は食品流通構造調査のほうで把握している
ということで、代替のデータがございますので削除ということできたいと思います。

次に、また山林の部分ですが、保有山林における作業面積の部分でございます。これに
ついては、過去1年の作業面積を削除するという案を示させていただきました。林業経営
への取り組みを示すものであるので、把握したほうがよいのではないかとということで、行
政部局のほうともその状況について話し合いを行いました。今後10年間で伐期に達する
人工林の面積の割合が、現在30%でございますが、それが60%に急増する、森林資源が急
激に変化する状況にあるということがございました。そういったこともございまして、こ
こについては原案を見直しまして、実作業面積については今後の森林・林業基本計画に基

づく施策に必要という整理にいたしまして、継続して把握するという事で設定させていただきたいと思います。

農業経営の特徴の部分でございます。農業生産関連事業につきましては、農外企業との連携による取り組みがわかるように拡充してはどうかという意見でございました。これにつきましては、中小企業と連携する事業を支援する農商工連携等促進法案というものが閣議決定されております。農業以外の業種からの参入状況を明らかにするとともに、母集団情報の整備を行うために資本金、出資金の提供に係る項目を新設したいと思います。追加ということで考えております。

以下は項目の定義に関する部分でございます。

稲作は個人で営んでおりますが、麦、大豆等の転作は集落営農として取り組んでいるときどう把握されているんですかという質問でございました。この場合、個別経営の稲作と組織経営の麦、大豆は別々の調査票で把握されることになります。集落営農として組織に取り組んでいる場合の調査対象者は、その組織の代表者が回答することになります。いずれにせよ、こういうものについては記入上の注意等に明記して、周知を徹底していきたいと思います。

次は、集落営農についてさまざまな形態があるが、経理は一元的に行っていても作業を個別に実施している場合もあるので、その把握方法を明確にすべきということでございました。経理等を一元的に行っていても作業を個別に実施している場合は、個々の農林業経営体を調査対象という整理になっております。ここについても、記入上の注意等に明記していきたいと思います。

次に、農業経営の法人化のところです。経営の法人化の状況等の部分で、農協及び森林組合は法人化している各種団体に区分されているが、各種団体から除くべきではないかということでございました。本項目は、農林業経営体の法人、非法人の属性を把握する項目でして、設問と内容がちょっとわかりにくかったということで、設問、レイアウト、表現ぶりを工夫したいと考えております。

次に、農業労働力につきましては、日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人について、毎日2時間雇用した場合どう書くんでしょうかということでございました。労働力の日数につきましては、8時間働きましたら1日と計算しておりますので、1人の者が毎日2時間働いた場合は4日で1日という計算になっております。これについても、記入上の注意に記載して周知を図っていきたいと思います。

調査票の様式の世帯主の把握についても意見をいただいております。まず、世帯の状況を把握した後に世帯主を把握する調査票、世帯主が世帯項目の一番後ろに来ているけれども、最初に聞くべきではないんですかという意見であったと思います。これについては、複数の経営体を行っている場合、調査票への記入が複雑になるという状況がございます。例えば、お父さんが稲作経営で息子さんが畜産経営の場合、1世帯に経営主が2人いるということになりますので、一番最初に書いてしまうとその後の続柄の判断が難しいということで、経営主を一番後ろに持ってきております。ただし、これも原案どおりとさせていただきたいんですが、記入者がわかりやすく記入できるように、調査票を後で見ていただきますが、最初の欄に世帯主と記入しておりますので、それで対応したいと思います。

次に、ハウスとガラス室と施設面積の関連で質問をいただいております。記入欄が整合性を図れるように、調査票をわかりやすくしてくださいということであったと思います。野菜、果樹等の施設作付面積は、年間複数回作付する機会が多いということがありまして、延べ面積で記入することになっております。それに対しまして、ハウス、ガラス室の面積というのは実際の面積を書きます。それぞれ性格が異なるので整合を図るのはなかなか難しいということですが、これも調査票の記入上の注意等に記載して、周知を図りたいと思っております。

そのほかには、農業経営体において集落営農で作業に従事している場合、自営農業の所得に加え、集落営農からも所得を得ているといった場合、現行の区分では農業に係る所得だけで生計を立てているにもかかわらず兼業農家として扱われているので、実態に合っていないのではないかという意見でございました。整理といたしましては、集落営農に構成員として参加している場合は、集落営農からの所得は自営農業の所得として把握しております。専業農家ということです。集落営農に雇用されている場合につきましては、集落営農からの所得は自営農業以外の所得として把握することになりますので、兼業ということになります。

農業経営体はここまで。では、次に農山村地域調査です。

まず、基本的事項といたしまして、地域資源の保全ということで、在村、不在村者の私有林面積及び森林組合の加入者の状況を削除している。これについては、林業施策を推進する上で重要なので把握すべきではないかという意見でございました。これにつきましても、林野庁の森林組合一斉調査で不在村私有林所有者を把握しております。私有林面積の66%が森林組合管理であるということがわかっております。また、2005年調査で、調査対

象で把握することがなかなか困難であり、職員が複数の関係者を回って聞いた経緯もあって、大変苦慮したという状況でございました。国家公務員総人件費改革によりまして職員の大幅減ということで、職員調査を市町村に限定した郵送調査に変更を行うということもございまして、これまでどおり複数機関で聞き取ることはなかなか難しい。また、利用のほうも参考程度であり、代替のデータもあるという状況でございますので、これについては削除したいと考えております。

地域資源を活用した施設ということで、森林公園やキャンプ場についてでございます。林業施策を推進するために重要ではないかということでございました。これにつきましても、先ほどの不在村の部分と同様に、複数のところで聞き取らないとなかなか把握できない項目であったということで、困難な状況にあることに加えて、森林とかキャンプ場という部分については、森の子くらぶ推進プロジェクト、これは林野庁と文部科学省で連携して行っているものですが、そういうもので受け入れ可能施設がわかる。あと、自治体とか民間のレジャー関係のホームページなどにも、より多く、幅広く情報が掲載されていることもありまして、そういうところでの把握も可能であろうということでございます。これにつきましても、参考程度の利用、かつ代替データがあるということで、原案どおり削除させていただきたいと考えております。

調査の内容についてでございます。農業集落内での活動の状況ということで、寄り合いの開催状況の議題ということでございました。寄り合いの議題の把握項目について、農業生産に係る事項について幅広く農業生産のかかわる把握を意図したものと考えるが、生産調整は質が異なるので区分したほうがいいのではないかという意見でございました。前回調査におきまして、生産調整、土地基盤整備等として把握していた事項を、農業生産に係る事項として統合して把握した経緯がございます。これも自計申告への移行ということがございまして、生産調整を区分して把握することは記入者の負担が増となるという観点から、原案どおりとさせていただきたいと考えております。

同じく寄り合いの議題で、集落の共有財産、共有施設の管理の部分でございます。共有財産と共有施設というのは、質が異なるので区分したほうがいいのではないかという意見でございました。本調査の集落共有財産と申しますのは、歴史的遺産のほか、共有の農業用機械とか、農業関連施設も含めて定義しております。共有財産、共有施設の両方となる施設、倉庫兼集会所等もございまして、記入者が分離して記入することが困難な状況もございまして、これについては調査時に記入者が困難を来さないように、あわせた形で原

案どおり把握していきたいと思っております。

ため池、湖沼の把握範囲でございます。琵琶湖とか、霞ヶ浦のような大きな湖沼については、どこが使うのかということでございました。複数の農業集落に接する大規模な湖沼につきましては、農業集落の境界線を設定することが困難でございますので、農業集落外として整理しておりまして、調査対象とはしておりませんので、原案どおりとさせていただきたいと思えます。

最後のページでございます。調査項目の定義の部分ですが、農業集落内での活動の状況ということで、地域資源の定義でございます。記入者が戸惑わないように、地域資源の定義を明確にしておいたほうがいいのかということがございました。地域資源につきましては、農山村を形成する有形の資源でございます農地資源、水資源、森林資源を対象として定義しております。これにつきましては、調査票の記入上の注意に周知、徹底を図りたいと思っております。

保全につきましても同様の意見でございました。地域共有の資源及び地域環境の維持向上を意識して、取り決めるを行う行為を対象として定義しております。これにつきましても記入上の注意等に記載して周知、徹底を図りたいと思えます。

最後に、調査結果の活用ということで、新たに総戸数を把握するということですが、農家数の把握及び農家数割合をどのように算出するのかということでございました。農家数とか、土地持ち農家等につきましては農林業経営体調査のほうで把握しております。集落別にそれらのデータを整備、調査票とか、調査客体候補名簿ですが、そういうものを利用して整備いたしまして、農業集落別の総戸数と合わせて農業集落内の農家数の割合を算定していきたい。経営体調査と地域調査、両方を使ってあらわしていきたいということでございます。

前回の意見に対する考え方は以上のとおりでございます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 次は、2010年農林業センサスの農林業経営体調査の項目設定についてまとめたものでございます。今までいただいた意見を反映させた調査票と新旧対照表を資料No.3として1枚の絵で整理しておりますので、これで説明させていただきたいと思えます。

結論から申しますと、前回からの変更を反映させますと、2005年の375項目が202項目に削減になっております。あれもこれもセンサスとして把握したほうがいいといくら言っ

も、まずもって調査票に記入していただかないと始まらない。今の調査の環境変化に対応してどういうふうにしていくかというところでスタートし、ここにありますように、まず農林業の基本構想の把握というものを堅持しつつ、これまでどおりセンサスの基本的な役割を果たせるようにしなければならないということがございました。

ここの図にありますとおり、基本的な項目のニーズに対して引き続き把握していくという部分が上の黄色い部分でございます。基本構想の把握、施策の推進に必要な項目ということで前回から整理しておりますが、これだけの項目については基本項目として継続して把握していきたい。そういった意味では、行政のニーズと基本的な項目の間にはそんなにずれはないと感じております。

今回新たに、前はなかったんですが、新たな施策のニーズへの対応ということで、農商工連携の関係といたしまして資本金、出資金、提供受け入れの有無という項目も設定しております。

基本的項目ではないにしろ、母集団情報として引き続き必要なものについては簡素、効率化して把握していく。例えば、農業生産関連事業とか、作物別作付の有無とか、そういったものを整理しております。

参考程度の利用はあるんですが、過去に利用されていて現在は利用されなくなったというものもございますので、こういったものについては廃止という形で整理させていただきました。

一番下にありますように、5年一度の把握ではなくて、毎年必要ということで拡充の方向に進んだものもございます。

こういった状況を反映させますと、資料No.4の調査票になります。前回からの変更点を説明させていただきますと、意見の考え方の中でもお話ししましたが、1ページの左側の下、農業経営の特徴ということで、農業以外からの資本金、出資金の提供の有無について把握するという事でこの項目を設定しております。

右の一番上ですが、前回、環境保全型農業の部分で、行っている、行っていないのみの把握と提案させていただきましたが、これは行政部局のほうともお話しいたしまして、今後、標本調査なりを仕組む上でもう少し情報が欲しいということもございまして、2005年並みに化学肥料、農薬、堆肥による土づくりについてもとに戻しております。

そのほか変えましたところは、3ページ、左の一番下、農業用機械のところでございます。前はすべて落とすと考え方について説明させていただきましたが、田植え機、トラ

クター、コンバインについて台数のみ把握していきたい。

2 ページの世帯を把握する項目の01のところを見ていただきますと、先ほど言いましたように世帯主という部分をここに書き込んでおりますので、混乱はないと思っております。あと、レイアウトも若干変更しております。

4 ページ、5 ページについては項目の変更はありませんが、レイアウトを、例えば野菜のところだと、野菜類の面積を聞いてから何を植えたかという聞き方にしておりましたが、そこをひっくり返しまして、どういうものを植えたかをまず把握した上で面積を聞くという方式に変えております。

6 ページですが、右側の農作業の受託の部分でございます。ここについてはすべて丸つけ方式と整理させていただきましたが、水稻、さとうきびについて作業別に面積を記入していただく方法に変えております。

そのほか、7 ページの一番下、過去1年間に常雇い又は臨時雇いした人のうち150日以上林業労働に従事した人について、実人数を記入してくださいという項目を増やしております。これにつきましては、農山村地域調査の中でも説明させていただいたんですが、調査手法の変更により把握が困難になったという状況がございまして、経営体調査の方で把握するという事でこの項目は追加しております。

8 ページ、過去1年間の実作業面積については把握するという事でもとに戻しております。

【13】の1、2と【16】の、切捨間伐と利用間伐ということで新たに増やしております。これも先ほど言いましたが、伐期に達した人工林の増加が見込まれるといったで、間伐関係についての施策も充実されていくということで、分けて把握してほしいという要請がございましたので、これについては分けて把握することにしております。

経営体調査の説明は以上ですが、参考資料No.2として結果表、前は見え消しでしたが、今回は溶け込み版を用意しております。

参考資料No.4として、記入上の注意、記入の仕方で充実させていただきますと申しておりますが、それについてつけております。ただ、きょうはここまで議論できないかもしれないので、記入上の注意につきましては見ていただいて、もし意見があれば、私のほうにいただければ反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前田経営・構造統計課課長補佐 引き続きまして、農山村地域調査の関係につきまして、資料No.6、資料No.7-1、7-2、それから資料No.8によりまして説明をさせていただきます。

ます。資料No.6を中心に説明していきますけれども、まず農山村地域調査につきましては、これまで農林水産省の統計組織を通じて調査を行っております。2010年の調査につきましても、当方の地方統計組織を通じまして調査を行うことと予定しておりますけれども、冒頭、農林水産統計の見直しの中で説明のありましたように、国家公務員の総人件費改革への対応から、おおむね統計組織の職員が半減するといった中で、2005年までは国の職員により聞き取り調査で行ってございましたけれども、2010年センサスからは調査手法の変更、資料No.2でも説明ございましたけれども、市区町村につきましては往復郵送調査、農業集落につきましては調査員による調査ということで、調査手法を変更いたします。ではありますが、農山村地域の基本構造の把握の部分は堅持しながら、項目をそれぞれ削減するといったことでこれまで取り組んでまいりました。

その中身をまとめましたのが資料No.6になります。左側に項目の活用と評価ということで、今、言いました農山村地域の基本構造の把握といったところが基本であります。その中で施策的な課題、例えば水田・畑作経営所得安定対策の要件に利用されているものであるとか、特定農山村地域の指定要件に使われているもの、ないしは地方交付税の算定基礎といった政策的な利用があるものについて継続的に把握する。

新たな施策ニーズへの対応ということで、近ごろ話題になっております消滅集落等を、まずベースとして、構造的な把握として集落全体の総戸数、全体の構成を把握しなければならないといったことで、活動状況を新たに把握することも取り組んでおります。

あとは、母集団情報等の把握も含めましてオレンジ色の部分、項目は多く削減をしながら、それぞれのジャンルを堅持しつつ項目構成を行っているということでございます。ここで廃止するものもございます。

調査票の工夫につきましては、資料No.7-1と7-2です。7-1は市区町村用の調査票ですが、これで説明をさせていただきます。それまでは聞き取り調査、職員が相対で、複数の調査先に出向いてそれぞれ聞き取っていました。今回からは自計申告に移りますので、左端の上のところに林野庁、森林計画による森林面積とありますけれども、2つのマスがございます。上のマスには2005年の結果をプレプリントいたしまして、記入の際の参考として見ていただく。その下に、今回の2010年2月1日現在での調査結果、調査の内容を各調査先で記入いただくようにレイアウトを工夫してございます。

この市町村用調査票の中で、第2回の研究会から変更した点が1点ございます。左側の表則の並びの上から3つ目、03になりますけれども、独立行政法人等とあります。第2回

目までは、緑資源機構として項目設定をしてございました。実は、2005年の際には独立行政法人がかなり設立しておったわけですが、2000年との接続の関係もありまして、独立行政法人は基本的には民有林としての扱いですが、02の林野庁以外の官庁の中に入れておりました。ただ、林野庁等の政策的扱いも民有林としての扱いがございましたので、そういったことを勘案いたしまして、03の部分を緑資源機構も含んだ独立行政法人全体としての数値、ここには特殊法人であるとか、国立大学法人を含みますので等がついてございます。こういった点を変更してございます。

資料No.7-2です。これにつきましては農業集落用の調査票になりますけれども、大きく異なっている点は、【1】立地条件等の法制上の地域指定等の項目がかなり減少しております。減少させたものは、振興山村地域なり、豪雪地帯、特豪地帯、離島振興、それから特定農山村の法制上の指定の丸つけ部分を省略しております。これは調査上からは省略をいたします。といいますのは、行政記録情報によりまして、市区町村なりの指定状況がうちの方で把握できることがその後の情報収集でわかりましたので、調査上からは効率化いたしますけれども、統計としては作成いたします。ですから、行政記録の活用の上で統計を作成していくといったことで、項目は効率化をしております。

レイアウト等は若干変更になっておりますけれども、項目構成につきましては市区町村用、農業集落用とも大きく変更はございません。

先ほど経営体のほうでもありましたけれども、参考資料No.5-1、5-2になります。資料No.2で、項目等について、しっかり記入上の注意等をつけて自計申告に対応するということで、2005年の際は記入上の注意はそれほどなくて、職員の手引があっただけですが、今回からは各調査先が記入いただく際の注意点であるとか、項目の考え方を整理いたしまして、こういったものをつけた形で調査を行う。この後の話になりますけれども、7月1日にはこの内容で試行調査等を行い、なお一層、実地段階での問題点も把握をしながら、内容のブラッシュアップを図っていきたいと考えてございます。

参考資料No.5-1、5-2につきましては詳しくは申しませんが、内容等にご意見いただければ幸いかと考えております。

以上、説明、終了いたします。

○西脇経営・構造統計課課長補佐 一つ補足です。第2回研究会で資料No.2のほうに整理すればよかったのですが、今後の意見だったので整理しなかった点が1点あります。石井委員のほうから、この研究会の議論だけで調査票とか調査票の案を決めるのではなくて、

早めに国民等から幅広く意見を徴収するパブリックコメントをやったらどうかというご意見がございました。この点については、いろいろ検討をして、試行調査を7月に7カ所の都道府県でやるんですが、それを行うとともに、ほかの都道府県なり、政令指定都市の意見を聞きまして、調査票なり、調査票の項目を若干修正した形で、次の研究会の前か後ろの時期、9月くらいから1カ月くらいパブリックコメントを実施しまして、その意見を反映して、最後、統計委員会の諮問の前には国民の意見も反映したいと思います。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

それでは、議論が煩雑になることを避けるために、調査ごとに議論させていただければと思います。まず、農林業経営体調査についてでございます。これをめぐって、ご質問、ご意見はどうでしょうか。

土屋委員、お願いします。

○土屋委員 むだな抵抗だと思いますが、経営体調査と地域調査と両方かかわったものなので先に言わせてください。

説明していただいた不在村の森林所有なんですが、ご説明は、何を言っているかはよくわかったんですが、冒頭に課長が言われていたような公共財としての統計というのは、ある意味でいうと典型例みたいなものだと思うんです。つまり、行政上あまり使い切れていないというのは確かだと思います。ただ、指標として、例えば先ほども話題に出ていました限界集落とか、そういうことを考えたりするときの指標として非常に重要であるというのはいろいろな人が認めることで、実は何でこんなことをやっているかということ、つい最近、学会理事会がありまして、そこで何をやっているんだと言われたので、もう一回発言させていただくんですが、非常に使っているものなんです。

この委員会の議論というのは、行政上の法令にのっているとか、もしくは財政との関係とか、行政としては参考として使っている程度とほとんど言ってしまうんですが、我々が要る理由はそれ以外の部分、つまり一般的な公共財としての利用を担保するためにやっているんだと思います。その典型例として、こういうものを考えていただくというのはどうかというのが一般的な意見です。

技術上非常に難しいというのはよく理解しているんですが、例えば地域調査のほうは難しいとすると、経営体調査のほうで、もちろんこれは3ヘクタール以上なのでかなり限られているんですが、ないよりはましなので、経営体のほうだけでもないよりはましという

意味でやることも可能なのではないかと思います。

森林組合一斉調査票というものが出ていたんですが、2つありまして、1つは、ご存じのとおり森林組合は、農協なんかもそうだと思いますが、実は農協以上に広域化が進んでいます。例えば、大阪府だと1府1組合です。東京都の場合も、島嶼部を除くと1組合なんです。都市近郊の部分なんです、都道府県と同じになってしまうんです。センサスのいいところは、市町村単位で、場合によっては旧村まで含めて議論ができるというのが一番のメリットだと、少なくとも我々研究者は思っているわけで、それはかなり違う。そこまで書くと、流域単位というのが非常に多くなっている、下流から上流まで含んでしまうんです。海の近くの下流のほうから含んでしまうので、あまり意味がなくなってしまうということになります。事実上、全国一般とか、地方という面では言えるかもしれないけれども、それ以上のことは森林組合一斉調査票ではほとんど言えない。

意見として言わせてください。以上です。

○小田切座長 今の点、いかがでしょう。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 先生おっしゃることはよくわかります。やはり技術的な部分は、見直しの最初のテーマにあります、書いてもらわなければ始まらないという部分があるんです。どうしても農業と違って、山は持ったまま都会のほうに行かれています方が結構たくさんいらっしゃいまして、そういう方を追って把握することがなかなか困難な状況なんです。田舎から出てすぐであればわかるかもわかりませんが、出られた方がそこから転勤されて別の場所に行かれています。そうすると、追っていきようがないのが実情なんです。

○土屋委員 それはどうせ調査票が届かないので、そこまでやるつもりはないです。経営体調査でやるということですから。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 一方、森林組合実態調査のほうであれば、森林組合について押さえれば、少なくともその状況は定量的にわかるのではないのでしょうか。

○小田切座長 今の論点は、森林組合一斉調査でも必ずしも十分つかめないし、センサスの経営体調査で実施しても落ちこぼれてしまうところが随分あるということですね。

○土屋委員 はい。本当は地域調査がいいんですけども、地域調査についてはご説明があったように、実人員が亡くなったら非常に難しいので、だから大事だったんですけども、大事なんだけどできないということなので、そうすると次善の策というのはあり得るか。

○小田切座長 あるいは、次善の策を今、検討しているもの以外で考えるということも、今後の課題になるのでしょうか。

○土屋委員 別の調査ですか。

○小田切座長 はい。

○土屋委員 それができればと思いますが、だれがやるかという問題が出てきますね。

○小田切座長 いずれにしても、調査対象を何にするのか。土地持ち非林家を把握するということですから、調査対象をすべての国民、1億2,000万人にするわけにはいきませんので、どうするのかという問題がやはりありそうですので、この問題は引き続き検討していただきたいと思います。必ずしもセンサスだけの問題ではなくて、すべてにわたって検討する必要があるということだと思いますが、いかがでしょうか。

○土屋委員 はい。

○小田切座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ご遠慮なくお願いいたします。

特に、今回はこういう調査という形で都道府県にお世話になるわけですが、北嶋委員、調査実施主体としての都道府県の状況などについて、補足的に今の状況をご説明いただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北嶋委員 今ほどもお話があったんですけれども、確かに共通基盤という部分では大事な状況だとは思いますが。ただ、特に地方の統計情報センターの規模が小さくなって、市町村の下で調査員というところが中心になって調査していく形に変わり、ますますそのウェイトが高まっていくわけなので、前回の2005年のセンサスの後、私どもの県内市町村から、このセンサスについては基本的にもとの国による直轄調査へ戻してほしいという声があったんです。それは今、言ってもしょうがない話ですが。

大きな問題点が2つ言われていまして、1つは市町村段階で調査員をだれにお願いするか。要は、選任が非常に難しいということです。例えば、農家組合長とか、農業の専門知識をお持ちの方であれば受けていただけるんですが、その方々を逆に統計の専門家という立場から見たときに、基本的なマナーの部分、統計調査員としての常識の部分がいかなものかと思う方がたくさんいらっしゃるという話もありました。一方、市街地のほうで農業とかかわりのない方が調査員になった場合は、調査の中身が難解で、なおかつ大量ということもあって、調査員の方自体が理解することが非常に難しい。その方が実際に個々の農家、あるいは林家に行って説明をすること自体、不可能に近い。1つとしては、調査

員をどうやって選ぶのかという部分が非常に難しいという話がありました。

もう一つは、先ほど来お話がありますけれども、中身が非常に専門用語が多いし、難解ということなので、何とか一般の人が普通に読んでわかるものにしてほしい。大きく言えばその2つの声がございます。

きょう、冒頭に全体の統計の見直しのお話もございましたし、経営体調査、あるいは農山村調査、項目的には前回の半分になる、半分ちょっとは超えていますけれども、そういう意味では絞り込んでいただいて非常にありがたいと思っています。土屋委員のご意見も非常によくわかりますけれども、実態として調査員が回って、円滑に、なおかつ正確な調査をするという部分を私どもとしては重視して考えたいという状況はございます。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

この点について、事務局から何かお答えするものはありますか。調査員研修の今後の体制などについて。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 今、おっしゃったとおり、都会では農業に詳しくない人がいるということで、マナーの部分についても、農業の専門についても、両方充実させていけないといけないという部分を感じました。調査員用の手引であるとか、客体に配ったりするいろいろなものがありますので、そういった中で気をつけて作成するようにしたいと思います。ありがとうございます。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 定義というか調査をするに際して、論点となりそうな点を3点か4点ぐらい伺ってみたいと思います。

まず、販売金額なんですが、政策の変更によって麦、大豆については、あるいはほかのものもそうかもしれませんけれども、いわゆる知らない部分がすごく減ってしまいましたよね。こういうふうに言わないかもしれませんが、黄ゲタと緑ゲタが別々に農協の口座に振り込まれますから、農産物の売り上げ金額と補助金の金とが分かれて把握できて、これは販売金額ですから、麦、大豆についてはすごく落ちますよね。そうすると、売り上げの影響とか、部門別の構成にすごく影響が受けると思うんですが、ここの部分はこういうふうにとらえたらいいのかというのは多分出ると思うんです。これは政策の変更に伴う、特に麦、大豆への影響ですね。米もそうになってしまうかもしれませんが、それはわかりませ

んが、そうすると補助金と分けたほうがいいという話が出てくるかもしれませんが、そういうことが一つ出てきそうというのが2010年の課題です。

それから、これは細かい話ですけども、放牧関係の話を聞くなり、ちょっと調べてみたことがあるんですけども、小田切座長のテープを聞いて山口を調査させていただいたときに、市町村の放牧の状況を見ようと思ったんですけども、結局のところ山林原野等の耕地以外の土地でやっていることしか把握できないんです。水田放牧のようなものは耕地でやっていますけれども、これはなかなか統計上出てこない。結局、農地というのは肥培管理されていることを前提としていますので、その定義から外れてしまっているような利用のものは個々に把握できなくなってしまうんです。そうすると、政策課題として、農地への放牧、あるいは耕作放棄地への放牧のような動きがもし出てきたとすると、それは基本的に農地の定義によるんですけども、把握が難しくなってしまう、できなくなってしまう。効果は上がっているんですけども、わからないという状況がどうも出てきそう。これは今さらながらなんですけれども、ずっと昔からそうなっているということと、おそらくその背景にあるのは、農地の定義が影響しているのではないかということです。それが2点目です。

3点目は簡単な話ですけども、農業の経営耕地のカウントの仕方ですけども、特定農作業受託というものがありますよね。実質的には経営を受託していると思うんですけども、作業受託ではないと言われるなり、解釈されたりする可能性がありますので、それは手引にどういうふうに扱うかしっかり書かれておいたほうがいいだろう。それは内容にかかわる話です。

もう一つ、これは私もうまく説明できないんですけども、1世帯の複数経営は非常に把握しにくいですよね。聞いていてもなかなかわかりにくくて、1つの世帯に複数の経営があるという基準はどうやって決めているのか。今さらながらなんですけれども、なかなか見えてこない。例えば、調査対象としての基準を満たす経営が複数ある場合、あるいは独立して経営を行っている場合とありますけれども、青色申告を別々にやっているとか、外形的な標準があるのかないのか。そのあたりは多分聞かれるでしょうし、経営管理、収支決算を別々にやっているといっても、それぞれの部門が相当しっかりした経営になってくれば、親子で分けなくても収支決算はしっかりやっているでしょうから、1世帯複数経営が具体的なイメージ、あるいは実態に合っているかどうか。昔でいえば、お父さんが稲作で、息子さんが複合部門、施設園芸で、部門間で分かれているから別々に把握というよ

うなタイプが多かったと思うんです。多分、そういうものが前提になっていると思うんですが、最近の経営の多角化とかの動きを見ると、もう少し違う意味合いが経営多角化なり複合化に出てきていると思います。そうすると、1世帯複数経営なり、1世帯に幾つかの部門があるというとならえ方がもう少し、これで対応し切れるかどうかというあたりがこれを見て気になってきてしまった。うまく説明できないんですが。

それ以外の3点のほうは比較的わかりやすいというか、すぐに出てきてしまう問題点かと思っています。以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

いずれも重要な論点をご指摘いただきました。特に1番目と4番目は、それぞれ記入上の注意、あるいは調査票への注記をどうするのかということと直接かかわりますので、1番目の販売金額、直接支払いが農政の基調となる中で、販売金額についての解釈といいましょうか、もちろん定義があるわけですが、それをまず最初にご説明いただきたい。

次に、4番目に出されました1世帯複数経営についての外形的な基準、指標といいましょうか、あるいは調査、実査の際の判断となるべきもの、この2つをご説明いただきたいと思います。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 まず、販売金額のところですが、先生おっしゃったように販売を行ったものしか入ってこないの、その部分はどうなのかということなんですが、構造を見た場合、部門でクロスして見れば、どういうふうに変化しているというのはわかるのではないかと思います。注記については、はっきりわかりやすいように工夫していきたいと思いますし、そういうことが落ちてしまうのでどうなのかということで、また行政部局のほうにも相談したいと思います。

1世帯2経営の部分については、客体に対して難しいことで分かりますと言っても、なかなか理解してもらえない部分もあるし、説明が多くなってしまうので、前回、例えばお父さん、息子さんが農協の通帳を別々に持たれていて、経営体調査ということですので、別々に経営されているというのはそういうところで見られますと説明していたんです。今回も、そういう説明をきっちりしていきたいと思います。

記入上の注意ということで別添資料をつけましたが、1世帯2経営の部分についてはほかと色を変えて、青い字でこういうふうにご注意してくださいと書いておりますので、これに足りない部分がありましたら、またご意見いただければ反映させたいと思います。

以上です。

○安藤委員 最初のほうですけれども、販売金額だけですか。助成金も含めて把握したほうが経営としての状況がよくわかると思うんですが、どうでしょうか。そのあたりはここで結論が出るような話ではないかもしれませんので。

○西脇経営・構造統計課課長補佐 一緒に把握したほうがいいか検討させてもらって、7月に試行調査を7カ所でやるので、その結果を見ながら、また先生ご指摘の点を直すなり、記入上の注意で整理するなり、2月の実査のときに混乱はしないように行いたいと思います。また、7月のこういう結果が出たということも、相対的な結果を見ていただきながら意見をいただければと思います。現地の1世帯複数経営の状況の部分も、試行調査を見ながら検討していきたいと思いますので、そのときまたご意見いただければと思います。

○安藤委員 後のほうですけれども、親子間での違いのようなことが一般的に考えられていますけれども、中山間地域の活性化しているところで、通帳の話が出ましたが、今、合併しましたけれども、大分県日田市の大鶴農協などでは奥さんが通帳を持つようになります。つまり、個人農業のような話になってきて、個人で頑張る農業が直売所と結びついて地域が発展していくような動きが出ていますので、親世代と子世代という考え方ではなくて、親世代もお父さんとお母さんが分かれています、嫁さんは嫁さんでまた通帳を持っているみたいな話が出てきている。そうすると、経営とか家族とは何だろうかという話になってしまうんですが。そういうことが一般的かどうかかわからないけれども、経営のとらえ方が非常に難しくなっている。これをどうとらえるかというのは、どれかに決めてエイ、ヤーとやるしかないの、親子世代で分けるのが一番外れが少ないとは思いますが、そういうものが出てきたときにどうこたえましょうかという話が。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 経営体調査なので、だんなさんと奥さんが経営されていた場合は、同じ状況であればそれぞれとらえるという形になります。ただ、この中の説明としては、お父さん、息子さんというのが一番わかりやすいのでこういう手法をとっているだけで、今、先生おっしゃったものも別々の経営として把握するという認識です。

○安藤委員 それはもう2005年センサスから把握しているということですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうです。

○安藤委員 そういう分析ができるということなんですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい。さまざまな事例がありますので、そういうことも情報収集して、わかりやすいように反映させていきたいと思っています。

○小田切座長 安藤委員、よろしいでしょうか。

いずれにしろ、試行調査で少しチェックしていただきたいポイントになるものようです。特に前者の点は、厳密に言えば今まで転作奨励金もカウントされていなかったわけがあります。しかし、実際はどうかというところは、場合によっては過去の調査を振り返っていただくような形でご検討いただく必要もあるのかもしれませんが、あるいは、直接支払い、品目横断だけではなくて、中山間、あるいは農地、水、環境がそれぞれどうかという議論まで発展していきますので、きちんとした議論を最初の段階ではしていただくということをお願いしたいと思います。

時間の関係で、経営体調査、地域調査とあわせて議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

納口委員、お願いします。

○納口委員 ほんとうに今さらという感じなので申しわけないんですけども、経営体調査の一番最初に家族による経営である、家族による経営でないとするんですが、記入例を見ますと、世帯単位で農業または林業の事業を営んでいる人は家族による経営であるに丸をつけてくださいとあるんですけども、世帯単位という意味が、世帯のみでということなのかどうかちょっと迷うのではないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 世帯として経営しているという意味で書いています。例えば、世帯として経営していてもほかの人を雇っている場合もございます。だから、世帯だけでやっているという意味ではないです。ここは、従来の農家か、農家でないかと仕分けるための項目なので、そういう趣旨で記入例を書いています。

○納口委員 多分そういうことだろうと思ったんですが、農家か、農家でないか、1戸1法人をどちらに扱うかという話、あれはたしか農家に扱っていたと思うんです。ですから、臨時雇いの場合でも、それから世帯単位で経営していて、だれかを雇っているようなケースについては、やはり2ページの3番に記入していくということになるのでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 雇っている人はこの中には入れないです。

○納口委員 雇っている人は入らないんですか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 入らないです。世帯員だけです。雇っている人は、3ページの左に農業労働力という部分がございます。この中で整理されていきます。

○納口委員 最初の確認なんですけれども、1番の家族経営による経営かどうかというところは、世帯単位なのか、数戸共同という形なのかを聞いていて、家族による経営であっても、3ページの4番の農業労働力の中に世帯員以外の人が入ってくることがあり得ると

ということなんですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 あり得ます。

○納口委員 結構紛らわしいですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうですね。農林業経営体調査という冠があるので、ここで農家ですかと聞くわけにもいかないのです。

○納口委員 もし可能であれば、説明をもう少し補足していただいたほうがいいかもしれません。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 わかりました。ここはまた工夫させていただきます。

○納口委員 すみません。今さらで申しわけありません。

○小田切座長 納口委員、ほかにいかがでしょうか。

○納口委員 結構です。

○小田切座長 今の点は、2005年も同じ項目だと思いますので、そこでどのようなトラブルがあったのかを調査していただければと思います。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい、わかりました。

○小田切座長 設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 経営体調査ということで、世帯を記入しながらも、1つの世帯の中に2つの経営体がある、法人化しようがしまいが2つの経営があると見ていくということですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい。

○設楽委員 2ページ、お父さんが調査票に書いた場合は、息子さんの調査票には世帯員の構成は書かないとご説明があるから、同じ農家を2回カウントすることはないとしているんでしょうけれども、その辺がどうもわかりにくいような気がします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そういうふうに仕分けないと、農家というデータも継続して把握していくという部分があって、その中で基幹的農業従事者とか、そういうものがダブルカウントになってしまうおそれがあるので、どちらか一方に書いていただく。経営体調査票の1ページ目を見ていただきますと、経営体の番号の下に4けたあるんですけども、1けた線つきになっています。経営体番号までは一緒で、ここだけ番号を変えて、同じ世帯ということがデータ上わかるようになっているんです。調査票であれば、一番下の端のところ。

○設楽委員 農家数だったら、現場のほうではほんとうに一戸一戸を見ているわけですね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうです。

○設楽委員 経営体数と農家数は違う数字が出てくると。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうです。

○設楽委員 農家数と経営体がダブらなければいいんですけどね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい。

○設楽委員 その辺が、青でずっと書いてくれているんだけど、そこにみんな引っ張られていって書きにくくなるかな。ちょっと余計な心配かもしれませんが。

○設楽委員 わかりました。そこは工夫させていただきます。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

○石井委員 参考資料No.4を拝見すると、これは大変だなと。負担は大きいと思うし、注意書き、大事なことを色つきで書くと色つきだらけで、ちょっと思いつきみたいな話で申しわけないんですが、例えば納税の確定申告のときのタックスアンサーとか、パソコンのサポートセンターみたいに、24時間フリー電話で、この辺に大きな字で電話番号が書いてあって、そこへかけるとだれかが出てきて答えるみたいな仕組みができれば、注意書きもすごく減らせる。わかっている人はとんとんとと書けるわけですよ。こんな注意書きは要らないわけですよ。自計申告に変わっている経営体のほうもあるし、集落営農の制度の変更でもかなり混乱すると思うので、そういうサポートシステムがあるといいなという印象を受けました。

○小田切座長 重要な問題提起をいただきました。いかがでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 予算面での措置も必要なのですが、国のほかの大規模調査でコールセンターのようなものを設けている部分もありますので、当方もそういうことを検討していきたいと思います。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 資料でいうと、参考資料No.5－2の裏側になるんですが、地域資源の定義というところです。地域資源の保全の考え方は、取り決めがあって行う行為ということによろしいんですが、地域資源の定義はこれでいいのかちょっと気になる。というのは、農山村地域はいろいろな有形の地域資源により成り立っています。有形の地域資源ですよ、これがありますか、ないですかということですが、有形と言うことの積極的な意味は何なのかと考えると、これは全くない。つまり、有形の反対は無形ですから、無形の地域資源で

農地が無形か、森林が無形か、ため池、河川、農業用水路が無形かという、これはあり得ないんです。ですから、有形はあってもなくても同じです。そうすると、結局、農地、森林、ため池、河川、水路、農業用排水路があるかないかだけを聞いている。これを地域資源と言うことの積極的な意味が、残念ながらこの説明ではされていないということなんです。

○小田切座長　いかがでしょうか。

○前田経営・構造統計課課長補佐　おっしゃるとおりだと思います。地域資源の中には有形のもの、それから無形のもの、森羅万象と言ったほうが早いんですけれども、要は無形文化財に指定されているような祭り、文化、慣習等も入ってくるということで、蛇足に近い部分があったと思いますので、ここは「農山村地域はいろいろな地域資源により成り立っています」と修文をしていきたいと考えます。

○安藤委員　なし、ありを聞くことに意味があるかないかということなんですけれども、どうなんでしょうか。もちろん、ない地域か、ある地域かという把握になると思うんですけれども、どうでしょうか。

○前田経営・構造統計課課長補佐　例えば、平地農業地域であれば森林のある、なし等もありますし、ため池、湖沼が多い地帯、少ない地帯等もございます。あらゆる地域の状況が、これは資源の部分ですけれども、その地域を性格づけている一つ一つのファクターだと考えておりますので、そのある、なしを問うことは全く無意味ではない。ため池のあるところもあれば、河川のあるところ、ないところもある。一つ一つが性格づけに役立つと考えております。

○安藤委員　例えば農地、森林、ため池がある集落と、そうでない集落という最初の分類をして、それが寄り合いの開催にどういう影響を与えているかというクロスはできるという意味になりますか。

○前田経営・構造統計課課長補佐　そうです。そこはまさに石井委員も言われていた、分析の中でそれをどう生かしていくのかという、結果が出た以降の課題の一つにもなろうかと思います。そういった中ではファクターをなくさないというのも重要かと考えます。

○安藤委員　わかりました。

○小田切座長　室長、お願いいたします。

○木村センサス統計室長　地域資源保全の関係ですけれども、前田補佐が言ったことを補足しますと、保全している、保全していないということは次の質問で聞いていまして、質

問の中にも「地域の取り決めにより」と入れるようにしているんです。最近、里山の保全とか、地域の森をみんなで守ろうとか、ため池、湖沼をいろいろな地域のコミュニティで守っていきましょうという活動が行われていますので、そういったことも新しい地域の資源を守っていく動きを把握できるところにつながっていくのではないかと考えています。

○小田切座長 安藤委員、いかがでしょうか。ここはむしろ保全している、していないを聞くことに眼目があって、それを聞くためにあり、なしを聞くというロジックになっているということだと思います。

○安藤委員 そこに何か要因があるか、ないかを追及できればいいということですね。

○小田切座長 そういうことだと思います。

委員の方々と事務局にご相談があります。当然予想されたことなのですが、時間が圧倒的に不足しております。よろしければ、最大15分、4時15分まで延長できるようなことであれば座長としてありがたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。では、同意が得られたということで、できるだけそれ以前に終わるようにしたいと思います、最大4時15分まで延長させていただきます。

ご質問いただきたいと思います。

設楽委員、お願いします。

○設楽委員 今の保全のところで、私も気になったんですが、農地の保全する行為というか、農地は使って初めて農地だろうという感じがあって、ここで草刈りのような話を出されている。むしろ、保全という言葉より活用とか、もっと積極的なフレーズを入れてもらったほうが現場としてはわかりやすい。例えば、自分のために農地を使っているということはカウントしない、入れないんだとどこかであったと思うんですけども、地域を保全する、荒らさないという意味では、それも含めて保全だと言ったほうが現場は、個人のためか、公共のためかという区分けで公表しているわけではないので、そこはもうちょっと直してもらったほうがいいという気がします。

同じく参考資料No.5－2の寄り合いの部分なのですが、集落全体のことを話し合う会合で、参加対象者は全世帯が対象ということでもありますけれども、みんなが集まるのはなかなか少ないだろう。役員の方が集まって、それをみんなに周知してやろうという形で運営されているのがほとんどだろうと思います。これだけ読むと、みんな集まらない寄り合いはカウントできないと見られてしまうのかなと。ただ、下の回数の考え方だと役員会も入

ると出てくるんですけれども、その辺あたりも工夫していただいたほうがよろしいのかなと感じました。

前後して、地域資源の保全ということが前回調査でもあったと思いますが、これも調査員によって相当見方が違うだろうと思います。どの程度まですると保全と書いていいのか、このくらいだったらだめなのかと思ってしまうのか。そんなことを考えると、もし載せられるスペースがあれば載せてもらったほうが良いという気がしています。

○小田切座長 設楽委員、あわせて市町村で保有している行政記録についてご意見を賜りたいと私自身は思っていたんですか。

○設楽委員 そうですか。

○小田切座長 もしありましたら、コンパクトにお願いします。

○設楽委員 すべての市町村だと思いますが、農家基本台帳は農業委員会のほうで保管していきまして、私どものほうの台帳は資産税の課税台帳とリンクさせておきまして、それと基本的にぴったり一致する。そうでない部分は、貸し借り、利用増進のあたりを全部補正しながら、それぞれの農家台帳ができているというのが現実です。つかもうと思えば、コンピューターに入っているものがほとんどでしょうから、総数も引っ張り出せる実態になっています。それとあわせて、これが国と違うと問題にされるんですが、水田のほうの台帳もそれぞれ持っておりまして、私どもの農家基本台帳、農業委員会の台帳と水田台帳と全く同じ形でつくられているということです。

そういう意味では、面積、そのものは相当かたい形で押さえているということになるだろうと思います。そこには、例えば集荷円滑化に入っているか、地域共補償に入っているか、稲講に入っているか、品目横断の加入者であるかどうか、そういったものはすべてインプットされているということです。

森林のほうになると、森林台帳もあるんですけれども、届け出制が多いので、私どもの林の担当から聞くと、精度としては8割ぐらいと言っています。保安林指定、水源林というところはほぼ確実に押さえているということですが、一般の民有林はいいところ8割だろうという見方をしています。そこでも所有者割、面積は台帳面積のようですが、あとは書類なんかも押さえていまして、これもデータベースしているということなので、そこそこの数字は出せると思っています。

○小田切座長 ありがとうございます。

後半は情報提供ということでいただきました。

それでは、ご質問についての回答をコンパクトにお願いいたします。

○前田経営・構造統計課課長補佐 まず、地域資源保全の部分ですが、設楽委員が言われたように農地は当たり前に保全しているではないか。地域取り決めどうのこうの言うと、なかなか難しいのではないかとということがございました。2005年の結果から申し上げますと、農地を地域資源として保全していると答えられた方は3割ですから、ある程度正しく認識をしていただいていたと思います。

では、2010年、正しい認識の上で調査がどうかという疑問が2つ目だと思うんですけれども、先ほどご紹介いただきました前回値をどう取り入れるかというのは考えてまいりたい。確かに、前回あった項目ではありますので、例えば1枚目の構成上の地域指定、同じ丸つけで前回値を取り込む形にしておりますので、検討させていただきたいと思います。

あと、地域資源保全の内容について、具体的な部分を書いておりますので、この辺をもう少し掘り下げながら、よりわかりやすくしていきたいと考えております。

集落の会合については、少数の集落であれば全員参加ということもございましょうけれども、100人、200人いるとなるとなかなか一遍に集まることはしない。今、言われたように、集落の中の地区みたいなものがある、その代表が集まる。ここで言いたいのは、協議する内容が全集落を対象としたものなのか、それとも農業を対象としたものなのか。集落内での話し合わせ方はいろいろあると思いますけれども、2005年の結果等でいきますと、かなり部分、集落に寄り合いはありますし、代表等の役員の集まりといったものが明確にわかるように、記入の仕方なりを注意していきたいと考えてございます。

○小田切座長 ありがとうございます。

○設楽委員 農地の部分は、前は谷地田とか棚田が出ていましたよね。

○前田経営・構造統計課課長補佐 ありました。

○設楽委員 総称として農地となっていたような気がするんですが、谷地田、棚田が取れて農地だけが残ってしまったという感じもするんです。

○前田経営・構造統計課課長補佐 農地のうち谷地田、棚田ということで書いておったんですけれども、谷地田、棚田の部分が、1つは利用、活用がなかったということと、なかなか調査も難しい面もございました。その2点で割愛させていただいたんですが、地域資源の考え方で、農村振興局のほうで地域資源に関する研究会を平成15年度まで実施をしております、その中で地域資源に農地が位置づけられておりますので、行政的な利用、活用が今後とも考えられるといったことも含めて農地については残してございます。

○設楽委員 わかりました。

○小田切座長 よろしいでしょうか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 今の設楽委員のご質問の関係で、参考資料No.5－2の2ページ目、先ほどおっしゃったように、参加対象者が集落の全世帯が対象という書き方をしているので、下に役員会とか総会と言うんだけど、役員会が対象になるかどうかちょっとあやしいということですよ。

○設楽委員 これ、要らないのかもしれない。

○土屋委員 これは参加対象者ではなくて議論の対象ですよ。

○前田経営・構造統計課課長補佐 そうです。中身が対象です。

○土屋委員 議題が全世帯ということですよ。

○前田経営・構造統計課課長補佐 そうということです。

○土屋委員 対象者というと、最終範囲とってしまうので。

○前田経営・構造統計課課長補佐 この辺、書き方を工夫させていただきます。今、言われたような誤解、確かに言われてみるとはっきりわかりますので、書き方を工夫いたします。ありがとうございました。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見いただきました。前回、大変多くのご意見をいただいて、それを一部修正、あるいは復活などをしていただいて、さらに委員の先生方とのやりとりの上で今回に至っています。そういう経緯もありますので、調査項目としてはこれで確定ということで結論を出させていただきたいと思います。ただし、調査票そのものについては、先ほどの前回調査値を入れるとか、表現の問題という点においては改善の余地があるというご議論もあるようですので、その点につきましては、よろしければ座長にご一任をいただくということでご検討いただきたいと思います。

まとめますと、項目については確定、調査票の表記、レイアウト等については座長一任ということでいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小田切座長 どうもありがとうございました。

次、この議題、まだ続いておりまして、資料No.9、2010年農林業センサスの実施スケジュールについてということですが、よろしければ予定していた時間の3分の1ぐらいで

説明いただけるとありがたいと思います。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 わかりました。

最後ですが、今後のことも含めた2010年センサスの実施スケジュールについて簡単に説明させていただきます。

19年度は3回、センサス等研究会を行ってまいりました。2月1日現在、調査手法に関する試行調査を行っていて、今、取りまとめがまさに行われているところでございます。その下に都道府県主管課長会議というものがあるんですが、試行調査はどんなことをやっているんですかという質問もございましたので、今、こういうことをやっていますと答えしております。

20年度ですが、7月1日現在で調査内容に関する試行調査を考えております。先ほどの調査手法の試行調査とあわせて、9月の農林業センサス等研究会（第4回）に諮りたいと思っております。それまでには、総務省が集められる都道府県のブロック別幹事県等主管課長会議等ございまして、機会があれば、今、こういうことをやっていますというアピールをさせていただきたいと思っております。

その後、統計委員会の諮問ということで11月、答申を1月にお願いしたいと思っております。その後また総務省の会議がございまして、そこでもアピールしていくということで、21年の3月には統計法施行令及び農林業センサス規則の改正ということになります。

21年度になりますと、今度は5月ごろ中央会議ということで都道府県のほうへの説明です。本省に集まっていいただいて説明会があります。それを受けて、今度は都道府県のほうで市町村の説明会、市町村のほうでは指導員、調査員の説明会が順次行われていきます。

それとはちょっと前後しますけれども、6月ぐらいから徐々に広報、宣伝活動なんかも行われて、ポスターを掲示したり、各都道府県、市町村別に広報、宣伝を行っていただく。いよいよ8月ぐらいになりますと調査の準備ということで、調査区の設定や調査客体候補名簿の作成等、具体的に進んでいきます。それで、22年2月1日に実査を迎えるということになります。

実査からずっと引き続いてですが、審査、集計を行いまして、22年の7月下旬には主要指標データを都道府県のほうから報告してもらおうことになっております。それを用いまして、第1報ということで概数値、前回ベースでいきますと単位は千経営体とか万ヘクタールでしたが、そういうもので公表を行っていきたい。10月下旬になりますと調査票のデータが送られてまいりますので、11月ぐらいに確定値ということで報告していきたい。その

際は、都道府県別ですので、市町村別のデータも提供可能としていきたいと思います。

その後、23年度にかけまして順次報告書を作成していきまして、報告書の刊行と書いておりますが、農林業経営体調査、農山村地域調査、都道府県別報告書。英語版は24年度になります。それとあわせまして、ホームページでの公表ということで、報告書、データはすべて掲載します。それとは別に、地域データベースの充実ということで、画面上に地図を表示して、統計データをあらかずデータベースについて充実させていきたいと思っています。

大体のスケジュールはこんな感じです。

○小田切座長 資料のタイトルに案という字がありますように、このスケジュール自体もセンサス等研究会の重要な審議事項になっておりますので、ご意見ありましたらご遠慮なくいただければと思います。いかがでしょうか。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 実査の後の審査、集計ですけれども、前回みたいに都道府県レベルでパンチ、あるいはプログラムを回してエラーチェックみたいなことをお考えなのでしょうか。それとも、一括まとめて国のほうでという形なんでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 今、検討段階ですので、その辺についてはこれから検討していきたいと思います。

○北嶋委員 できれば、入札も含めて発注管理をしたくないので、ぜひ国のほうで一括して処理していただきたい。前回、これは非常に大変だったんです。各県等からも、いろいろな意見がありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

○小田切座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、スケジュールについてもこのままということにさせていただきたいと思います。

最後の議題になります。その他が残っておりますが、最後の議題につきましては、次回第4回研究会についてご案内させていただきます。今ほどご説明もありましたように、第4回研究会は9月の予定です。内容としましては、実施されました試行調査の報告と、試行調査結果を踏まえた農林業センサス全般についてのご検討をいただくことになっております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議題は以上でございます。活発なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。皆さんからほかに何かございますでしょうか。よ

ろしいでしょうか。

それでは、進行を事務局にお返しさせていただきたいと思います。

○秋山センサス統計調査官 長時間にわたりご議論いただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、第3回農林業センサス等研究会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

—— 了 ——